

## 秋田県公安委員会規則第5号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月23日

秋田県公安委員会委員長 安 藤 巳智子

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「2通」及び「それぞれ」を削り、同条第2項中「書類」の下に「及び写真」を加え、同項第1号中「戸籍謄本又は住民票の写し」を「運転免許の写し、又は氏名、生年月日及び住所の記載のあるもの」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「あつては、」の次に「自動車の運転の管理に関する経歴等を記載した書面又は」を加え、同号を同項の第2号とし、同項第4号中「又は」の次に「自動車の運転の管理に関する経歴等を記載した書面若しくは」を加え、同号を第3号とし、同項第5号中「したもの」の次に「(届出前30日以内に発行されたものに限る。）」又はその写し」を加え、同号を同項第4号とし、同項に次の1号を加える。

(5) 届出前の6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。